

小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会開催要綱

(目的)

第 1 条 小規模飲食店の厨房に設ける自動消火装置等の安全装置の課題を整理し、自動消火装置等に必要とされる性能やその他厨房設備の防火安全対策等について検討を行う。

(検討事項)

第 2 条 検討部会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 小規模飲食店の厨房の実態把握及び分析
- (2) 小規模飲食店の厨房用自動消火装置に必要とされる性能の検討
- (3) その他厨房設備の防火安全対策の検討

(部会)

第 3 条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

2 部会には、部会長を置く。また、部会には、部会長の指名する副部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第 4 条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第 5 条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から令和 2 年 3 月 31 日（火）までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 26 日から実施する。